

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)	
地域名 (地域内農業集落名)	山口地域 (第1区・第2区・第3区・第4区・第5区・第6区・第7区・第8区・第9区・第10区・第11区・第12区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者の高齢化と後継者不足により、農地を維持することが困難となっており、地域の担い手として営農組織の設立により地域で農地を守っていくことが必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、水稻以外の中山間地に適した作物を研究・普及させていく。
・地域の営農組織を設立して、地域で農地を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地を中心に、一部、農用地区域外農地も含める。
・地区内の農用地の内、狭小な農用地や荒廃した一部の区域を除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・新たに設立する営農組織へ農地の集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者や後継者のいない農地については、営農組織へと農地を集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要な農地については、県等の基盤整備事業で農道の整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・営農組織を設立し、年間雇用が可能な体制づくりに取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・農協の農業関係施設を最大限に利用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策に有害鳥獣被害による農作物の被害を減らす。
 ③スマート農業の導入により農作業の軽減を図る。
 ⑥燃料・肥料などが高騰しており、農業経営を圧迫しているため、軽減対策を検討していく。